金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

改定前		改定後				
	【金融検査マニュ	アル及び検証ポイント】		【金融検査マニュ	検査マニュアル及び検証ポイント】	
資産査定	全者マニュアル) 主管理態勢の確認検査用チェッ ・「自己査定」(別表 1) 1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	検証ポイント	資産査定	をマニュアル) 管理態勢の確認検査用チェッ「自己査定」(別表1) 1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証	検証ポイント	
(3)債務 者区分	(略)	1. 代表者等との一体性 中小・零細企業等の場合、企業とその代表 者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がな されておらず、実質一体となっている場合が 多い。 したがって、中小・零細企業等の債務者区 分の判断に当たっては、当該企業の実態的な 財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支 払状況、代表者等の収入状況や資産内容等に ついて、次のような点に留意し検討する必要 がある。 なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関	(3)債務者区分	(略)	1. 代表者等との一体性 中小・零細企業等の場合、企業とその代表 者等との間の業務、経理、資産所有等との関 係は、大企業のように明確に区分・分離がな されておらず、実質一体となっている場合が 多い。 したがって、中小・零細企業等の債務者区 分の判断に当たっては、当該企業の実態的な 財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支 払状況、代表者等の収入状況や資産内容等に ついて、次のような点に留意し検討する必要 がある。 ただし、代表者等との一体性の解消等が図 られている、あるいは、解消等を図ろうとし ている企業の取扱いについては、「経営者保証 に関するガイドライン」(平成25年12月5日経 営者保証に関するガイドライン研究会)を踏 まえる必要があることにも留意する。 なお、代表者等には、例えば、代表者の家 族、親戚、代表者やその家族等が経営する関	

改定前		改定後	
	係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関	係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関	
	係にある者などが含まれる。	係にある者などが含まれる。	
	(1) 企業の実態的な財務内容	(1) 企業の実態的な財務内容	
	代表者等からの借入金等については、	代表者等からの借入金等については、	
	原則として、これらを当該企業の自己資	原則として、これらを当該企業の自己資	
	本相当額に加味することができるもの	本相当額に加味することができるもの	
	とする。	とする。	
	なお、代表者等が返済を要求すること	なお、代表者等が返済を要求すること	
	が明らかとなっている場合には、この限	が明らかとなっている場合には、この限	
	りではない。	りではない。	
	また、当該企業に代表者等への貸付金	また、当該企業に代表者等への貸付金	
	や未収金等がある場合には、その回収可	や未収金等がある場合には、その回収可	
	能性を検討し回収不能額がある場合に	能性を検討し回収不能額がある場合に	
	は当該企業の自己資本相当額から減額	は当該企業の自己資本相当額から減額	
	する。	する。	
	(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状	(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状	
	況、代表者等の収入状況や資産内容等	況、代表者等の収入状況や資産内容等	
	イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がない	イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がない	
	と認められる場合であっても、代表者等	と認められる場合であっても、代表者等	
	への報酬や家賃等の支払いから赤字と	への報酬や家賃等の支払いから赤字と	
	なり、金融機関への返済資金を代表者等	なり、金融機関への返済資金を代表者等	
	から調達している場合があるので、赤字	から調達している場合があるので、赤字	
	の要因や返済状況、返済原資の状況を確	の要因や返済状況、返済原資の状況を確	
	認する。	認する。	
	ロ. 代表者等の収入状況については、個人	ロ. 代表者等の収入状況については、個人	
	については個人収支や資金繰り等、関係	については個人収支や資金繰り等、関係	
	企業については企業収支や資金繰り等	企業については企業収支や資金繰り等	
	により確認する。	により確認する。	

ハ・代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。(また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、3.検証ポイントに関する運用例の留意事項の2.を参照。上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等	改定後	
定資産については、返済能力として加味することができる。 なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。 (また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、3.検証ポイントに関する運用例の留意事項の2.を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認といいては、当該代表者等の確認といいては、当該代表者等の確認といいでは、当該代表者等の確認といいでは、当該代表者等の確認と、思の確認については、当該代表者等の確認と、思の確認については、当該代表者等の確認と、思の確認については、当該代表者等の確認と、	等の流動資	
することができる。 なお、その場合に、代表者等に係る借 入金がある場合にはその額を控除する。 (また、代表者の第三者に対する保証債 務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、 3. 検証ポイントに関する運用例の 留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、	と額)等の固	
なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。 (また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等	ことして加味	
入金がある場合にはその額を控除する。 (また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、 3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等		
(また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。) (注)当該借入金等の確認については、3.検証ポイントに関する運用例の留意事項の2.を参照。上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等	1等に係る借	
務の有無についても勘案する。) (注) 当該借入金等の確認については、 3. 検証ポイントに関する運用例の 留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、	を控除する。	
(注) 当該借入金等の確認については、 3. 検証ポイントに関する運用例の 留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意 思の確認については、当該代表者等の確認書、	する保証債	
3. 検証ポイントに関する運用例の 留意事項の2. を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、	5 。)	
留意事項の2.を参照。 上記の場合において、代表者等の支援の意 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等の確認書、	こついては、	
上記の場合において、代表者等の支援の意 思の確認については、当該代表者等の確認書、 思の確認については、当該代表者等	る運用例の	
思の確認については、当該代表者等の確認書、思の確認については、当該代表者等		
	の支援の意	
	等の確認書、	
あるいは金融機関の業務日誌等により確認す	より確認す	
る。(ただし、代表者等が保証人となっている	:なっている	
場合は意思確認は不要)場合は意思確認は不要)		